6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hideo Tokuyama Director General of Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : The construction work of the Kamaishiyamada Road, National highway No. 45

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 5 January 2012

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 21 February 2012 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 21 February 2012 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 21 February 2012)

⑹　Contact point for tender documentation : Tatsuya Suzuki, Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 9―15 Futsukamachi Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年12月13日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長　徳山日出男

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　国道45号　吉浜道路工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　岩手県大船渡市三陸町越喜来～吉浜　地内

⑷　工事内容

【橋梁下部】《越喜来高架橋下部》橋脚３基、深礎杭３基、仮設工一式

【トンネル（ＮＡＴＭ）】《吉浜トンネル》トンネル内空断面積62.6㎡、掘削Ｌ＝1,644m、支保工Ｌ＝1,644m、覆工Ｌ＝1,644m

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成26年10月31日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約38,000㎥、鉄筋約4,940ｔ、鋼材約320ｔ

⑺　工事実施形態

①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。（実施要領等については、国土交通省ホームページを参照　http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei.html）

②　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案（以下技術提案）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事である。

③　本工事は、トンネルの長期保証を規定した試行工事である。指定した指標に適合するように、覆工コンクリートの一般的な材料及び工法を使用し、材料の選定、施工方法、施工管理等をより適切に行うことにより、覆工コンクリートの耐久性の向上を図るものである。

④　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑤　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年12月13日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長（以下「局長」という。）から国道45号吉浜道路工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者又は次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者等であること。

なお、単体有資格業者、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、下記⑵の資格認定を受けていること。また、特定建設工事共同企業体にあっては、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。また、一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成８年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

①　橋梁下部工工事で、下記の要件を全て満たす施工実績を有すること。なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体（甲型）にあっては、構成員のうちいずれか１社が下記の要件を全て満たす施工実績を有すること。

⑻　基礎形式が深礎杭で杭長が15m以上、杭径が４m以上であること。

⑼　鉄筋コンクリート構造の橋台または橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）が30m以上であること。ただし、歩道橋及びフーチングのみの場合は除く。

⑽　当該施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

ただし、⑻から⑽は同一の橋梁で施工した実績であること。

②　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、下記の要件を全て満たす施工実績を有すること。なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が下記の要件を全て満たす施工実績を有すること。

⑻　内空断面積（一般部の覆工後内空断面積）が55㎡以上であること。

⑼　トンネル掘削及び覆工の施工延長が1,400m以上であること。

⑽　当該施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

ただし、⑻から⑽は同一のトンネルで施工した実績であること。